

2.5 その他の必要な事項

2.5.1 公害苦情件数

福岡市及び東区における平成 29 年度の公害苦情件数を表 2.5-1 に示す。

福岡市の公害苦情件数は 408 件あり、騒音が 209 件と最も多く、次いで大気汚染と悪臭が 63 件であった。

表 2.5-1 公害苦情件数(平成 29 年度)

単位:件

行政区域	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	総数
福岡市	63	49	209	17	63	7	408
東区	35	9	42	3	18	5	112

出典:福岡市統計書(平成 30 年(2018 年)版)(福岡市ホームページ)

2.5.2 地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画

(1) 福岡県環境総合基本計画

福岡県では、「豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県」を目指す「福岡県環境総合ビジョン(第三次福岡県環境総合基本計画)」を平成24年度に策定(計画期間:平成25年度～平成29年度)し、これまで各種施策を推進してきた。

その結果、平成28年度末時点で、当該計画で設定した18の指標のうち、14項目で目標を達成している。

一方で国内外では、表2.5-2に示すように様々な状況の変化が生じていることから、これまでの成果を踏まえつつ、このような状況の変化に的確に対応するため、特にSDGsの考え方を活かして、新たな福岡県環境総合ビジョン(第四次福岡県環境総合基本計画)を策定された。

表 2.5-2 前計画策定以降(平成25年度～)の状況の変化

項 目	状 況 の 変 化
持続可能な社会への国際的な取組み	平成27年9月に開催された国連サミット SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)が採択された。
地球温暖化対策の進展	平成27年11月からフランスのパリで「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において、パリ協定が採択された。
循環型社会への国際的な取組みの進展	平成28年5月に富山で開催されたG7環境大臣会合において、「富山物質循環フレームワーク」が合意された。
各分野における生物多様性主流化への取組み	平成28年にメキシコのカンクンで行われた「生物多様性条約第13回締約国会議(COP13)」において、引き続き愛知目標達成に向けた努力が、締約国に求められている。
度重なる大規模災害の発生と災害廃棄物処理	被災地の速やかな復旧・復興を図るため、福岡県災害廃棄物処理計画を策定し、体制整備を進めている。
福岡県総合計画の策定	平成29年3月、県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示す、県の行政運営の指針として福岡県総合計画を策定。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、図2.5-1に示すような「気候変動への具体的な対策」など17のゴールと169のターゲットが示されている。



図 2.5-1 SDGsにおける17のゴール

[計画の位置付け]

本計画の位置づけとしては、表 2.5-3 に示す福岡県総合計画を踏まえた 7 つの柱をもとに、先行して策定されている福岡県生物多様性戦略や福岡県廃棄物処理計画、福岡県地球温暖化対策実行計画とも整合させて福岡県の環境の将来像を具体化するものである。

[計画の役割]

- 県における環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱
- 県民・事業者・行政など、すべての主体が環境について考え行動する際の指針

[計画期間]

- 平成 30(2018)年度からの 5 年間
 - ・昨今の環境行政へのニーズや課題の変化を速やかに反映させて実効性を確保するため 5 年間の計画とする。
 - ・ただし、環境の状況変化、国内外の環境政策の動向及び次期総合計画策定の議論などを踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行う。

[計画の構成]

「県民幸福度日本一」の福岡県を目指す福岡県総合計画を踏まえて、環境の視点から、前計画に引き続いて、7 つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿と、現状と課題、施策の方向、目標・指標を示す。

表 2.5-3 福岡県総合計画を踏まえた 7 つの柱

低炭素社会の推進	温室効果ガスの排出削減と吸収源対策(緩和策)
	気候変動の影響への適応(適応策)
循環型社会の推進	資源の消費抑制、資源循環利用の推進
	資源循環利用に関する産業の育成
	廃棄物の適正処理による環境負荷の低減
自然共生社会の推進	生物多様性*の保全と自然再生の推進
	生物多様性*の持続可能な利用
健康で快適に暮らせる生活環境の形成	統合的な対策
	大気環境の保全
	水環境の保全
	土壌環境の保全
	化学物質等による環境・健康影響対策
	その他の生活環境の保全
国際環境協力の推進	環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
	民間国際環境協力の促進
経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進	経済・社会のグリーン化の推進
	グリーンイノベーション*の推進
持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり	地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
	環境を考えて行動する人づくりの推進

(2) 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、平成28年3月に平成32年度までを計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。

この計画では、環境分野における基本計画である福岡県環境総合基本計画を支える計画として、3R(排出抑制、再使用、再生利用)を推進し、さらに、廃棄物の適正な処理を行うことにより福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示している。

表 2.5-4 福岡県廃棄物処理計画

《一般廃棄物の平成32年度の目標》

- 1 ごみ総排出量：平成26年度比2%減(1,820千t)(国の目標 平成24年度比12%減)
※ 平成20年度と比較すると、平成26年度は1人1日当たりの排出量は6%の減少となったが、2%の人口増のため、4%の減少に止まった。
- 2 1人1日当たり家庭系ごみ排出量：平成26年度比約1%減(538g)(国の目標 平成24年度比500g減)
- 3 再生利用率：ごみ総排出量の23%(419t)(国の目標27%)
- 4 最終処分量：平成26年度比2%減(191千t)(国の目標 平成24年度比14%減)

区 分	福岡県の 32年度目標値	国の 32年度目標値
ごみ総排出量の増減率	-2%(26年度比)	-12%(24年度比)
1人1日当たり家庭系ごみ ^{注)} 排出量	538g(26年度比)	500g
再生利用率	23%(総排出量比)	27%(総排出量比)
最終処分量の増減率	-2%(26年度比)	-14%(24年度比)

注) 生活系ごみ(計画収集量-直接搬入量)から資源ごみを控除した量

《産業廃棄物の平成32年度の目標》

- 1 排出量：平成25年度比3%増以内の抑制(15,716千t)(国の目標 平成24年度比3%増)
- 2 再生利用率：汚泥以外は排出量比の90%、汚泥は排出量比の6%(国の目標 全体で56%)
- 3 最終処分量：平成25年度比3%増以内の抑制(648千t)(国の目標 平成24年度比1%減)

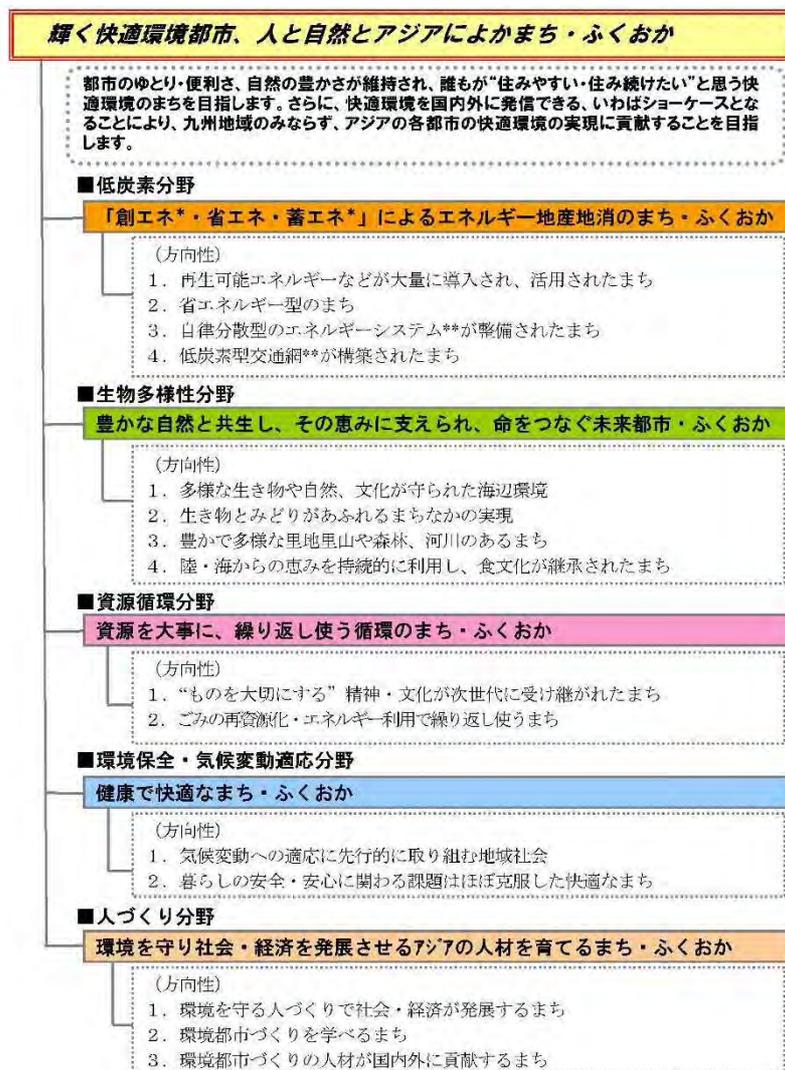
区 分	福岡県の 32年度目標値		国の32年度目標値
排出量の増減率	3%増以内の抑制 (25年度比)		+3%(24年度比)
再生利用率	汚泥以外	90%(排出量比)	56%(排出量比)
	汚泥	6%(排出量比)	
最終処分量の増減率	3%増以内の抑制 (25年度比)		-1%(24年度比)

(3) 福岡市新世代環境都市ビジョン

福岡市では、複雑・多様化する環境問題と、関連する社会・経済の情勢の変化に対応しながら、長期的展望に立って環境都市づくりを推進するための指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」が平成 25 年 3 月に策定されている。

この計画では、「福岡市環境基本計画(第 2 次)」の「めざすべき姿」などを引き継ぎながら、一方で、社会・経済と環境の統合的向上による新たな価値の創出を目指している。そのため、従来の環境分野に比べ、安全・安心、ビジネス、交通、教育等の社会・経済の要素もより幅広く取り込む形で、平成 62 年の将来像が設定され、取組の方向性が示されている。

また、環境基本計画や環境分野の個別計画だけでなく、今後、策定・改定される他の行政分野の計画においても、環境都市づくりの面で指針となるものと位置づけられている。



出典：福岡市新世代環境都市ビジョン（平成 25 年 3 月、福岡市）

図 2.5-2 福岡市新世代環境都市ビジョンにおける取組の方向性

(4) 福岡市環境基本計画(第三次)

福岡市では、「福岡市環境基本条例」(平成8年9月26日 条例第41号)に基づき「福岡市環境基本計画」を策定している。この計画は、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等として位置づけられる計画である。平成9年に環境基本計画(第一次)、平成18年に環境基本計画(第二次)を策定し、平成26年9月に環境基本計画(第三次)を策定している。

この計画では、「めざすまちの姿」「豊かな自然と歴史に恵まれ、未来へのちつなぐまち」の実現に向けて、市民・事業者・行政などを各主体が、それぞれの果たすべき責務と公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取組みを進めていく方向性を示している。また、環境基本条例第7条第6項に基づき策定された部門別計画の上位計画となる。



出典：福岡市環境基本計画（平成26年9月、福岡市）

図 2.5-3 福岡市環境基本計画(第三次)における施策の体系

(5) 福岡市地球温暖化対策実行計画

福岡市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画かつ、「福岡市環境基本計画(第三次)」の部門別計画として、「福岡市地球温暖化対策実行計画」を平成28年12月に策定している。

これによると、「未来につなぐ低炭素のまちづくり(地球にやさしい暮らしと都市活動とが調和した発展を続けるまち・ふくおか)」を基本理念として掲げている。

「福岡市地球温暖化対策実行計画」の概要を表2.5-5に示す。

表 2.5-5 「福岡市地球温暖化対策実行計画」の概要

基本理念	未来につなぐ低炭素のまちづくり (地球にやさしい暮らしと都市活動とが調和した発展を続けるまち・ふくおか)
対象	二酸化炭素(CO ₂) メタン(CH ₄) 一酸化二窒素(N ₂ O) ハイドロフルオロカーボン類(HFCs) パーフルオロカーボン類(PFCs) 六ふっ化硫黄(SF ₆) 三ふっ化窒素(NF ₃)
目標	【中期目標】 2030(平成42)年度までに2013(平成25)年度比で28%削減 【長期目標】 2050(平成62)年度までに2013(平成25)年度比で80%削減
施策等	基本方針1(家庭・業務部門の省エネの促進) ・日常生活や事業活動でエコドライブを実践 ・既存建築物や住宅の省エネ改修 ・LED照明、高効率給湯器などのエネルギー消費効率に優れた機器の積極的な導入・利用 基本方針2(再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステム等の導入・活用) ・太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を住宅やビルなどで積極的に導入 ・ZEB・ZEH*などのエネルギーマネジメントシステムや蓄電池の導入 ・地中熱などの未利用エネルギーの利用 ・清掃工場での廃棄物や水処理センターでの消化ガスを活用して発電 基本方針3(環境にやさしい交通体系の構築) ・公共交通機関や自転車、徒歩での移動 ・燃費性能の優れた自動車の積極的な導入 ・充電設備や水素ステーションの設置など次世代自動車利用環境の整備 ・パークアンドライドやカーシェアリングの積極的な利用 基本方針4(廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進) ・古着の回収や使用済小型電子機器に含まれるレア金属の再資源化 ・製造、流通、販売の各段階で廃棄物を発生抑制 ・発生抑制・再使用を中心とした3Rの推進 基本方針5(気候変動への適応) ・自然災害：ハザードマップの提供、調整池の設置 ・水資源：節水行動の推進、水源かん養林の育成 ・健康被害：熱中症対策、ヒートアイランド対策 ・自然生態系：身近な生きものの生息環境の保全 ・農作物：環境に適した品種の開発・導入の検討
実績	福岡市における温室効果ガス排出量 9,048,000t-CO ₂ /年(2013(平成25)年度) (基準年(2004(平成16)年度)比で約36%増) 運輸(自動車)部門の二酸化炭素排出量 1,838,506t-CO ₂ /年(2013(平成25)年度)

※ZEB・ZEH：再生可能エネルギーと省エネルギー技術を組み合わせることで、正味の温室効果ガス排出がゼロになるビルや住宅

出典：「福岡市地球温暖化対策実行計画」(平成28年12月、福岡市)

(6) 福岡市環境配慮指針(改定版)

福岡市では、「福岡市環境基本計画(第三次)」が目指すまちの姿である「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」を実現するために、福岡市内で実施される都市基盤整備事業や開発事業等の「構想」「計画」「施工」「供用」の各段階にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針として「福岡市環境配慮指針」を平成28年9月に改定している。

この指針では、「生物多様性ふくおか戦略」(平成24年5月)の地域特性区分と整合を図り、福岡市を8つの特性に従い区分し、それぞれの区分に応じた環境配慮事項を示している。

また、福岡市環境影響評価条例の対象事業及び福岡市の主な開発関連事業を考慮して19区分とし、それぞれの事業特性に応じ環境配慮事項を整理している。

《地域特性別環境配慮事項》

沿海部(中心市街地・港湾地域)

河川・河口は生物の生息・生育場所として、人の安らぎの場として、ヒートアイランド現象の緩和の場として重要であり、その機能を考慮した環境配慮

内陸部(市街住宅地域)

周辺緑地や水辺環境を利用する生物の生息・生育環境の創出や生態系ネットワークの形成を考慮した環境配慮

河川部

多様な水生生物の生息・生育環境の保全のため、水域の連続性の確保や河床構造が単調にならないよう考慮した環境配慮

《事業特性別環境配慮事項》

前各号に掲げる事業以外の土地の造成の事業

施工、存在による自然環境(生物の生息・生育地など)、水環境(地下水脈など)の分断・消失への配慮

土地区画整理事業

居住空間形成のため快適性や安全性の確保、人と自然との触れ合いの活動の場の確保が重要

施工、存在による自然環境(生物の生息・生育地など)、水環境(地下水脈など)の分断・消失への配慮

(7) 生物多様性ふくおか戦略

1) 戦略の位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて、平成24年5月に策定されたものである。

また、「福岡市新・基本計画」並びに「福岡市環境基本条例」に基づいて策定している「福岡市環境基本計画」を踏まえ、福岡市の生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することで本市の魅力を増進するという観点から、行政・まちづくりの基本的方向性を示すものである。

2) 戦略の概要

a) 戦略の期間

多くの生物が複雑に絡み合い構成されている生物多様性を維持・向上していくためには、非常に長い期間と継続的な取り組みが必要であると考えられる。また、上位に位置づけられる「生物多様性国家戦略」が「100年後も豊かな生物多様性を守り続けるために」という考えに基づいて策定されていることも踏まえ、本戦略の期間も100年間とし、長期目標の100年後を見据えつつ、当面10年程度の取り組みをとりまとめている。

b) 戦略の対象地域

本戦略の対象地域は、福岡市新・基本計画の対象とする福岡市全域とする。

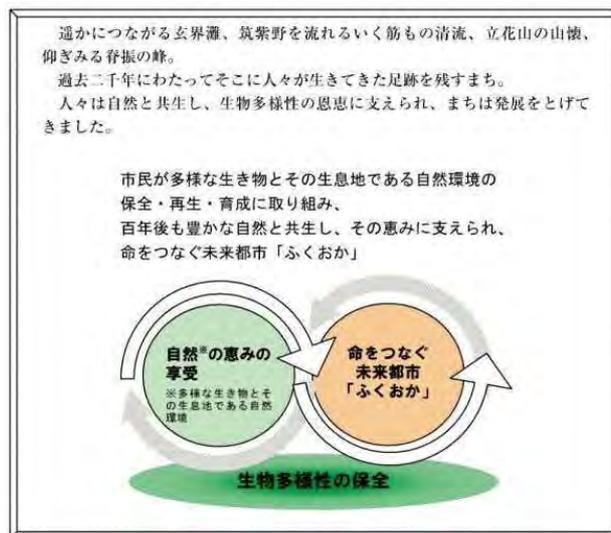
ただし、生物多様性に関する問題は、山地の連なりや河川の流域など行政区域の外側とも密接な関係を持つほか、野生生物、人、ものの移動を介した国内外の生物多様性への影響なども考慮する必要があることから、対象地域を越え、広域に視野を広げた取り組みも検討している。

c) 戦略の理念

本戦略の理念として「生物多様性国家戦略」の「生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念」を以下のとおり示している。

- ① すべての生命が存立する基盤を整える
- ② 人間にとって有用な価値を持つ
- ③ 豊かな文化の根源となる
- ④ 将来にわたる暮らしの安全性を保証する

また、100年後の将来像を掲げ、さらに生物多様性の観点から市域を8つに区分し、各区分の地域特性に従い、それぞれの地域別に目標を示している。



出典：生物多様性ふくおか戦略（平成25年4月、福岡市）

図 2.5-4 100年後の将来像(イメージ)

3) 戦略の方向性

福岡市の生物多様性のポテンシャルを踏まえ、当初10年間の施策の方向性を次のように定めている。

- ① 市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させる
- ② ふくおかの魅力が生物多様性の恵みに支えられていることを理解し、重要性を認識できる人や組織の形成を支援する
- ③ 海洋、島しょ、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、ふくおかの多様な生物の生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域においては、再生・復元を行い、山、川、平野、海のつながりを確保する
- ④ 動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生きものを守り、豊かな生物相の回復を目指す
- ⑤ ふくおかの地理的特性を活かして生物多様性に配慮したまちづくりを推進する
- ⑥ 安心して暮らせるふくおかの都市基盤をつくる
- ⑦ 生物多様性の恵みを活かしてふくおかの魅力を増進する
- ⑧ 生物多様性に育まれてきたふくおか固有の文化を継承する
- ⑨ 生物多様性の恵みを活かして新たなふくおかの文化を創造する
- ⑩ ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域との協力関係を構築し、連携した取組みを推進する
- ⑪ ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域と連携していくための仕組みやルールを構築する

(8) 新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画)

福岡市では、平成16年12月に第3次の一般廃棄物処理基本計画となる「循環のまち・ふくおか基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向け、ごみの削減目標を掲げるとともに、市の特性を踏まえ、市民・事業者と協働して、3Rの推進に取り組んできた。

第4次計画(平成23年12月)においては、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たな、ごみ減量・リサイクルの数値目標を設定し、その達成に向けた重点施策として、家庭ごみについては、2R(リデュース・リユース)に重点をおいた3Rの意識向上と行動促進のための啓発を行うとともに、事業系ごみについては、資源化の余地があるごみの減量・資源化を推進することを目的としている。

1) 計画の概要

a) 目標年次

西部工場の更新時期(平成39年)、人口のピーク予測(平成35年)、循環型社会形成推進基本法に基づく第2次循環型社会形成推進基本計画による中長期的なイメージの時期(平成37年)を考慮して、平成21年度を基準年次とし、計画期間を平成24年度から平成37年度までの14年間としている。また、平成27年(第1次)、平成32年(第2次)に中間目標を設定している。

b) 基本方針

「元気が持続する循環のまち・ふくおか」の実現に向け、次の3つの基本方針に基づき取り組む。

- ① 循環型社会づくりのさらなる推進
- ② 処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- ③ 持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

2) 計画の目標

本計画の数値目標として、ごみ処理量を平成21年度の約58万トンから約11万トン削減し、平成37年度には約47万トン以下となることを目指す。

また、ごみのリサイクル率は平成21年度の28%から10ポイント向上させ、平成37年度には38%以上となることを目指す。

さらに、ごみ減量に向けた3Rの取組状況及びごみの適正処理の取組状況について、多面的に把握し、これを施策に反映させるため、6つの取組指標(3R率、3R実践度、有害廃棄物分別の実践度、家庭ごみの容積、埋立処分量、温室効果ガス排出量)を設定する。

3) 計画を推進するための柱

目標達成に向け、以下に示す「4つの柱」を連携させた施策を展開する。

- ① 市民・事業者の自主的・自発的な取組みの促進
- ② 3Rの基盤整備
- ③ 経済的手法の活用
- ④ 人づくり

(9) 九州地方における建設リサイクル推進計画 2014

国土交通省では、国および地方公共団体のみならず民間事業者も含めた建設リサイクルの関係者が、今後、中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月）を策定している。この建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を基本として、九州地方建設副産物対策連絡協議会が、九州地方の建設リサイクルのより一層の推進を図るため、九州地方における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画として、「九州地方における建設リサイクル推進計画 2014」を平成 27 年 3 月に策定している。

この計画では、循環型社会の構築の観点から、以下の目標指標が定められている。

表 2.5-5 九州地方における建設リサイクル推進計画 2014 における目標 (九州地域全体)

対象品目		平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 目標 () 内は全国目標値
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.3% 99.0%	99%以上 (99%以上) 99%以上 (99%以上)
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	92.1% 88.9%	95%以上 (95%以上) 90%以上 (90%以上)
建設混合廃棄物	排出率 再資源化・縮減率	3.0% 49.6%	2.5%以下 (3.5%以下) 50%以上 (60%以上)
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.3%	96%以上 (96%以上)
建設発生土	建設発生土有効利用率	77.2%	78%以上 (80%以上)

※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

出典：九州地方における建設リサイクル推進計画 2014 (平成 25 年 3 月) 国土交通省